



令和 8 年度 水産業パワーアップ事業補助金のご案内

地場水産物の消費拡大や付加価値向上、漁業者や水産加工事業者の資質向上など、水産業の持続的な発展を図ることを目的する事業に対し補助金を交付します。

補助対象者

補助対象者は、市内に事業所を有し、以下のいずれかに該当する方とします。

- (1) 漁業協同組合
- (2) 漁業者の団体・個人
- (3) 水産加工事業者
- (4) 漁業協同組合、漁業者、水産加工事業者が構成員となっている団体

補助対象者の要件

補助対象者のうち、以下の要件のすべてに該当することが必要です。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 網走市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団関係者でないこと。

補助対象事業及び補助対象経費

- (1) 地場水産物の消費拡大や付加価値向上に関する事業
※ふぐ処理者認定試験や、施設等の申請・届出に係る経費も対象になります。
- (2) 漁業者、水産加工事業者の資質向上に資する事業
- (3) 漁業DXに関連する新たな技術等の導入に関する事業
- (4) カーボンニュートラルに資する事業
- (5) 業務の効率化や労働力軽減に資する設備投資事業
- (6) 雇用労働力確保対策に関する事業
- (7) 増養殖や各種試験・研究事業
- (8) 新たな漁業への参入に関する事業
- (9) その他本事業の目的達成に繋がると認められる事業

上記事業に要する経費として認められるものを補助対象経費とします。

補助金額

補助対象経費の 1/2 以内(限度額 30 万円)

申請書類

- 補助金交付申請書 事業計画書 収支予算書(経費区分)

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

【 申請・お問合せ先 】

農林水産部 水産漁港課 漁政係

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所

電話: 0152-67-5456 E-mail: zusr-ns-suisan-gyosei@city.abashiri.hokkaido.jp